

2. その他意見募集を行った案からの変更点

外国為替令等の一部を改正する政令及び外国為替に関する省令の一部改正について、主に下記のとおり変更するとともに、表記の適正化のため、所要の技術的修正を行いました。（傍線の部分は変更部分）

○ 外国為替令等の一部を改正する政令

修正箇所	修正後	修正前
制定文	内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十二條の二第一項、第二十四條第一項、 <u>第五十五條の八、第五十五條の九の二第一項及び第二項第二号並びに第六十九條の二第一項並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第二十四項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。</u>	内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十二條の二第一項、第二十四條第一項、第五十五條の九の二第一項及び第二項第二号並びに第六十九條の二第一項並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第二十四項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
第1条 外国為替令 第11條の5 第1項第1号の2	一の二 次のイ及びロに掲げる合意の区分に応じ、それぞれ <u>当該合意に基づき</u> 当該イ及びロに定める債権の額を増加させ、又は減少させる行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結	一の二 次のイ及びロに掲げる合意の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める債権の額を増加させ、又は減少させる行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結
第1条 外国為替令 第11條の5 第1項第3号	三 信託契約（受益権が資金決済に関する法律第二條第九項に規定する特定信託受益権 <u>であるものを除く。</u> ）の受益者の指定又は変更（金融商品取引法第二條第八項第一号に	三 信託契約（受益権が資金決済に関する法律第二條第九項に規定する特定信託受益権に <u>係るものを除く。</u> ）の受益者の指定又は変更（金融商品取引法第二條第八項第一号に規定する行為に係るものを除

号	規定する行為に係るものを除く。）	く。）
第1条 外国為替令 第18条の 10第2項	2 法第五十五条の九の二第二項第二号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。 一 <u>法第五十五条の九の二第二項第四号に掲げる資本取引及び同項第五号に掲げる特定資本取引</u> 二 <u>第七条第二号に掲げる役務取引等及び同条第四号に掲げる貨物の輸入</u> 三 <u>法第二十七条第三項第三号に掲げる対内直接投資等に該当するものとして同条第一項の規定により届出をする義務が課されたものであつて、法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務が課されている資本取引に相当するものとして財務省令で定めるもの</u>	2 法第五十五条の九の二第二項第二号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。 一 <u>法第二十一条第一項の規定に基づき許可を受ける義務が課された同項に規定する資本取引</u> 二 <u>第七条各号に掲げる取引又は行為（同条第一号に掲げるものにあつては法第二十四条第一項の規定により許可を受ける義務が課された特定資本取引に、第七条第三号に掲げるものにあつては法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務を課されている同項に規定する資本取引に当たるものに限る。）</u>
附則	附 則 この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（令	附 則 この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中外国為替令の目次の改正規定、同令第一条

	<p>和五年六月一日) から施行する。ただし、第一条 中外国為替令の目次の改正規定、同令第一条の 改正規定、同令第十八条の八第一項の改正規定 及び同令第四章の二の次に一章を加える改正規 定並びに第三条の規定は、<u>改正法附則第一条第 二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及 び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法 附則第四条及び第五条の規定に限る。）</u>の施行の 日（令和六年四月一日）から施行する。</p>	<p>の改正規定、同令第十八条の八第一項の改正規定及び同 令第四章の二の次に一章を加える改正規定並びに第三 条の規定は、<u>同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行 の日から施行する。</u></p>
--	---	---

○ 外国為替に関する省令の一部改正

修正箇所	修正後	修正前
目次	第二章 許可の申請手続等（第五条—第十五条 の二）	第二章 許可の申請手続等（第五条—第十五条）
第15条の2 （追加）	<p><u>（外国為替取引等取扱業者遵守基準の対象とな る取引又は行為）</u> <u>第十五条の二 令第十八条の十第二項第三号に 規定する財務省令で定めるものは、令第七条 第三号に掲げるもの（法第二十一条第一項の 規定により許可を受ける義務を課されている 同項に規定する資本取引に当たるものに限 る。）とする。</u></p>	—